

大熊町情報発信動画作成業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

大熊町は、東日本大震災及び原子力発電所事故による8年余りにわたる全町避難を経験した。平成31年4月の一部避難指示解除を皮切りに、町に人の暮らしが戻り、避難指示解除地域の拡大とともに、町には徐々に活気が戻りつつある。ゼロカーボン政策や新しい教育環境整備など、震災後の新たなまちづくりに多くの関心が寄せられている。

復興の進ちょくに伴い、町の景観は大きく変化を続けており、復興が進む町から震災の影響を想像することは難しくなっている。復興施策に関心を持って来町する人の中には、町の半分でいまだ避難指示が続く現状を知らない人もいる。当町の住民にも震災を経験していない世代や移住者が増えている。

一方で、発災から14年を経て震災の風化が進むにつれ、町に関心が薄い人の中では「時間が止まったまま」の町として認識が更新されないまま固定化している懸念もある。

本事業は、大熊町に関心を持つ人たちに、現在も続く被災の影響や復興が進む町の取り組みを分かりやすく伝えるための動画を作成し、町の現状を理解してもらうきっかけとするものである。

2 業務内容

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 業務名 | 大熊町情報発信動画作成業務 |
| (2) 仕様 | 別紙「大熊町情報発信動画作成業務仕様書」のとおり |
| (3) 委託業務期間 | 委託契約の締結の日から令和8年2月27日までの期間 |
| (4) 委託費の上限 | 金6,307,000円（消費税及び地方消費税込み） |

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザルの参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①～⑨の条件を全て満たしている者とする。なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しないこと。
- ② 公告の日から企画提案書提出期限の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要項（昭和61年10月21日訓令第1号）による入札参加制限中の者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申し立てがなされた

者及びその開始決定がなされている者（同法附則第 3 条 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下暴力団という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

（ア） 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合はその役員又はその支店若しくは常時契約をする事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下暴力団員という。）

（イ） 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

（ウ） 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

（エ） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

（オ） 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- ⑥ 町税を滞納している者でないこと。

- ⑦ 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

- ⑨ 過去 3 年間に国もしくは自治体の発注する動画作成を含む情報発信業務を受託した実績があること。

(2) 実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。なお、大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

4 スケジュール及び様式一覧

(1) スケジュール

項目	日程
公募開始	令和 7 年 7 月 25 日(金)
質問受付期限	令和 7 年 7 月 31 日(木)16:00 まで
質問回答	令和 7 年 8 月 4 日(月)17:00 まで
参加申請書提出期限	令和 7 年 8 月 6 日(水)16:00 まで
参加資格確認結果通知	令和 7 年 8 月 8 日(金)17:00 まで
企画提案書提出期限	令和 7 年 8 月 19 日(火)16:00 まで
審査会（プレゼンテーション）	令和 7 年 8 月 28 日(木)

	※参加者多数の場合、提出資料に基づく一次審査を実施し、結果を通知する。審査会参加者に対しては日時を通知する。
審査結果の通知	令和7年8月29日(金)以降

(2) 様式一覧

様式番号	項目
様式第1号	質問書
様式第2号	プロポーザル参加表明書
様式第3号	会社概要
様式第4号	業務実施体制書
様式第5号	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

※ 提出書類は令和7年7月25日時点の内容を記入すること。

5 質問等の受付

質問は以下により受け付ける。

(1) 受付期限 令和7年7月31日(木) 16:00まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式第1号)により、大熊町役場総務課秘書広聴係宛てに電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問書】町情報発信動画作成業務」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

メール：koho@town.okuma.fukushima.jp

(3) 回 答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和7年8月4日(月) 17:00までに大熊町役場のホームページに公表する。なお、個別回答は行わない。

6 プロポーザル参加申請書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加申請に関する書類を提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限 令和7年8月6日(水) 16:00まで(必着)

(2) 提出先 大熊町役場総務課秘書広聴係

(3) 提出書類

① プロポーザル参加申請書(様式第2号)

② 会社概要(様式第3号)

③ 本要領3プロポーザルに係る事項(1)プロポーザルの参加資格⑨に示す業務実績を満

たしていることを証する書類の写

(4) 提出部数 印刷1部及びPDFデータ

(5) 提出方法

PDFデータは電子メール、印刷1部は郵送または持参により提出すること。なお、PDFデータは提出期限必着とし、送信連絡をすること。印刷物は提出期限の消印有効とする。

(6) 参加資格結果の通知

参加資格の結果について、令和7年8月8日（金）17:00までに、申請書の提出を受けた電子メール宛てに町から通知する。なお、参加資格を有すると認められた者に対しては、プロポーザル審査の日時等も併せて通知する。

7 企画提案書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限までに提出すること。

(1) 提出期限 令和7年8月19日（火）16:00まで（必着）

(2) 提出先 大熊町役場総務課秘書広聴係

(3) 提出書類

① 企画提案書及び工程表

（様式任意。但し、日本工業規格A4判、片面10枚までとする）

② 事業経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格A4版とする）

③ 会社概要（様式第3号）と、直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）

④ 業務実施体制書（様式第4号）

⑤ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）

⑥ 法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

⑦ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第5号）

(4) 提出部数

・①～⑦につき、印刷1部及びPDFデータ

・審査委員会用のPDFデータとして、①企画提案書、③会社概要（決算書類除く）及び④業務実施体制書について、一つのPDFデータに合体させたものを提出すること。（③、④、①の順とすること）

(5) 提出方法

PDFデータは電子メール、印刷物は郵送または持参。

なお、PDFデータは提出期限必着とし、送信連絡をすること。印刷物は提出期限の消印有効とする。

8 企画提案書の内容

企画提案書は、原則として別紙「大熊町情報発信動作成業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき作成すること。

なお本業務では、動画作成にかかる技術的な知識・経験・ノウハウ等に加えて、大熊町の地域特性等を十分理解することが求められるため、提案者は大熊町が策定した各復興計画及び「大熊町震災記録誌」等を熟読した上で資料を作成すること。

※ 町の復興計画や震災記録誌は町ホームページで公開している。

(1) 提案内容

① 動画①「東日本大震災からの歩み」の構成案

仕様書に基づき、動画①「東日本大震災からの歩み」の構成案を提示すること。

② 動画②のテーマ案

動画②「町の魅力発信動画」について、発注者が仕様書に記載した「ゼロカーボン施策」「産業創出」の案のほかに、町の魅力として発信すべきテーマを一つ以上提案すること。なお、審査評価は提案テーマの内容により、数の多寡によらない。

③ 工程及び体制

事業完了までのスケジュールと、それを実現するための実施体制を提示すること。

(2) 留意事項

仕様書の委託内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 積算書が委託費の上限額を超過する場合
- ④ 提出書類に不備があった場合。
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑥ 当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
- ⑦ 本要領に違反すると認められる場合。
- ⑧ その他、町が予め指示した事項に違反した場合。

(2) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

企画提案書等の書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

- ① 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。

10 審査に関する事項

(1) 審査方法

町は本業務に関する審査委員会において提案内容を総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約候補者）を特定する。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

企画提案書及び企画提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。

本審査で特定された者を契約候補者とし、契約締結の手続きを行う。

① 開催日時及び会場

② 令和7年8月28日（木）

プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 15 分程度を目安とする。

③ 評価基準

下記の項目に基づいて評価・採点を行い、総合点数が最も高い提案者を選定する。

ただし、審査委員の総合点数の平均が 25 点に満たない者は選定されない。

なお、総合点数が同点の場合には、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額も同額の場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

④ 通知等

町は審査結果を速やかに参加者に通知する。なお、審査結果や選定内容による異議申し立ては受け付けない。

⑤ その他

- ・提案者が 1 社のみの場合においても、本審査を実施する。
- ・プレゼンテーションの説明者は 4 名以内とする。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、企画提案書に記載のない新たな提案等を行わないこと。なお、今回は動画の構成案やテーマ案等を審査するものであり、動画を案として作成し、プレゼンテーションにて再生することは「企画提案書に記載のない提案」とみなす。
- ・プレゼンテーション当日の機器等の準備については、開催日時と合わせて別途通知する。

【評価概要】

評価内容	配点
業務遂行	15点
企画提案	35点
合計	50点

【評価基準】

評価項目	評価の視点	配点(50)
1. 業務遂行		(15)
① 工程・体制	提案された計画を実施するのに十分な行程である	5
	提案された計画を実施するのに十分な体制である	5
	業務ごとに豊富な技術、経験を有する人材を配置している	5
2. 企画提案		(35)
① 企画	提案者は町の現状を十分に理解している	5
	提案は、仕様書の内容を踏まえており、町の情報を動画で情報発信する利点が押さえられている	5
	動画①の提案は、町を知らない人にも、町の実情が正確に分かりやすく伝わる構成である	10
	動画②の提案は、町を知らない人にも、町の魅力が十分に伝わる内容である	10
② 実用性	ユニバーサルデザインを意識した提案である	5

【評価方法】

評価項目毎に評価点を付す。

【評価点の算出式】

評価する審査委員の評価点の総合点数

11 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

特定した契約候補者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は提案時の積算額を超えないものとする。

(3) その他

契約候補者と町との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合点数が次点であった提案者と協議する。

12 問い合わせ先及び各種書類の提出先

大熊町役場総務課秘書広聴係

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

電話番号 0240-23-7568

メールアドレス koho@town.okuma.fukushima.jp